

「平成 30 年度 第 2 回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録	
日 時	平成 30 年 11 月 27 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
開催場所	関内駅前第二ビル 保健所会議室
出席者	○ 矢吹紀子、朴善子、山田佐代子、◎ 井上亮一、吉池正喜、大矢秀臣、 太田信也、田代さとみ、富高恵子、佐藤久美子、兵藤哲夫（順不同） ◎：会長、○：副会長
欠席者	植竹勝治、佐藤雪太
開催形態	一部非公開（傍聴者 0 名）
議 題	1 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について 2 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 3 動物愛護センターの活用について（非公開）
決定事項	1 横浜市動物適正飼育推進員の平成 30 年度の研修の内容を確定した。 2 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画について、各委員の意見を参考にした上で作成すること。 3 動物愛護センターを活用する目的を設定し、各委員の意見を整理して次回以降の検討につなげること。
資 料	1 次第 2 資料 1 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画(案)について 3 資料 2 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 4 資料 3 動物愛護センターの活用について（非公開） 5 資料 4 協議会委員の改選について
議 事	開会 井上会長 これより「平成 30 年度第 2 回人と動物との共生推進よこはま協議会」を始めます。 事務局 本日の出席委員は 11 名で委員数 13 名の過半数に達しており、協議会運営要綱第 6 条第 2 項の規定により会議が成立していることを報告します。
	1 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について 事務局 資料 1 に沿って説明。 また、平成 29、30 年度の推進員研修での意見交換における推進員の意見等について説明。
	（質疑） 井上会長 ご質問、ご意見等何かありますか。 矢吹副会長 磯子区の案件ですが、区の地域猫のボランティアが 3 人以上のグループで登録することとなっているので、1 人や 2 人で活動をしているボランティアは登録できません。地域の中で問題があって活動していても、磯子区の協議会での登録ができないので、人数を決めず、臨機応変に対応してほしいと考えます。 事務局 市としては、トラブルを避けることや、継続的な活動を地域で続けるため

	<p>に、複数名で活動してほしいと考えています。地域の中で問題がある場合には、グループとして登録しているかどうかに関わらず、区も対応する必要があると考えます。</p> <p>兵藤委員 猫は家の中で飼うという啓発をもっとするべきだと思います。苦情が減ってこないところを見ると、いくらTNRをしても問題が減っていません。外で死んでいる猫は多くいます。手術して放せば解決するものではないため、家で飼い、飼い猫として責任を持つという感覚で進めていかななくてはいけないと思います。家の中で飼えば、外で感染症にかかる猫も減ります。どうしても家で飼えない猫は、地域猫として責任をもって管理をします。飼い主責任をはっきりさせていくことが必要と思います。</p> <p>井上会長 他にご意見がなければ、研修計画はこのとおりに進めてください。</p>
<p>2 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について</p>	
	<p>事務局 資料 2 に沿って説明。</p> <p>（質疑）</p> <p>井上会長 事務局からの報告について、ご質問、ご意見をお願いします。</p> <p>大矢委員 特定動物の部分で、逸走した場合の対応については、警察への通報や、関係機関への連絡を行うなど、もっと具体的に明記したほうがいいのではないのでしょうか。市民への危害が心配されることもあります。</p> <p>井上会長 関係機関とはどのようなところを想定していますか。</p> <p>大矢委員 保健所や動物園、獣医師会などを考えています。</p> <p>事務局 加えることを検討します。</p> <p>山田委員 動物取扱業の監視指導のところですが、先月、マンションの 1 室で犬が 50 頭近く飼われているという相談がありました。動物取扱業の登録のあるブリーダーですが、狂犬病予防法の犬の登録もすべてできていないという話でした。今の法律ではブリーダーが管理する頭数については取り締まれないと思いますが、災害時には問題になると思います。こういったケースについては動物愛護センターに報告が上がってきますか。</p> <p>事務局 動物取扱業については監視を定期的に行っています。現場に行き確認し、飼養状況について不備や不適切な点があれば指導しています。飼養状況が適切であれば、頭数について規制する事は今の法律ではできません。災害時の備えについては話をしていかななくてはいけないと思います。</p> <p>山田委員 こういった頭数の多い事業所がどのくらいあるか、動愛センターでも把握していますか。</p> <p>事務局 飼養頭数については、把握しています。</p> <p>山田委員 頭数の多い所に対する、災害時の対策についてはどうでしょうか。</p> <p>事務局 対策については、これからの課題になります。</p> <p>井上会長 山田委員の話にあった事業所は、動物取扱業の登録施設ということですから、行政で定期的に監視に行き確認ができますね。</p> <p>事務局 飼養状況を確認していますから、不適切であれば指導しています。</p> <p>山田委員 法改正でも問題になっていますが、飼養状況が不適切かどうかという所のラインがはっきりしていない状況なので難しいと考えます。横浜市の条例</p>

事務局	改正の時期は、法改正が終わってからになりますか。
井上会長	国の法律や指針も改正案や時期の明確な情報がまだ来ていません。神奈川県や国の状況を見ながら改正準備を進めていきます。
山田委員	今年度中の国会で、ある程度法改正について案が出てくる予定でしたね。法改正が行われれば来年度横浜市の方でも改正していくという事ですね。猫の不妊去勢手術推進事業についてですが、来年度も野良猫のみを対象とした補助となりますか。
事務局	補助の対象については複数年度を見て検討することとしています。29年度から現在の対象となりましたので、31年度については現状どおりで行う予定です。
山田委員	29年度からは飼い猫は飼い主が不妊去勢手術をし、補助は飼い主のいない猫のみを対象にして実施の推移を見てみようということになりました。最低でも3年程度の結果を見て、ボランティアさんのご意見もいただいて考えていきます。
山田委員	心配しているのは、耳カットをしないと補助金がもらえないために、不妊去勢手術をしないで猫の譲渡をしている方がいるので心配しています。そこも検討していただければと思います。
兵藤委員	動物取扱責任者研修の年1回の受講についてですが、年1回というのは多すぎると言う声が行政の会議などで出ていると思います。どのように考えていますか。許可制の職業でも、毎年講習会を受けるという事は無いのではないのでしょうか。
事務局	動愛法の施行規則で年1回以上、1回に3時間以上と決まっているので、そこは本市では変更できません。
兵藤委員	国でも、多すぎると言う声が上がらないと変更できないと思うので、横浜市からも声をあげてください。動物取扱業者の負担が大きくなっていますし、行政の負担も大変だと思います。
大矢委員	平成17年の国の審議会の時に、1年に1回は多いと言う意見を出しましたが、変わりませんでした。新規登録の方、更新される方を対象として行うなど、代替案を意見として出すことが大事だと思います。
井上会長	法律で決められている以上、行政は法律に沿って動かざるを得ないかと思っています。
事務局	今後とも研修の内容を検討し、来て良かったと思われるような研修となるよう取り組んでまいります
大矢委員	研修の内容についてですが、動物取扱業の業種の範囲が広いため、受講者皆さんに満足していただける話をするというのは難しいです。可能であれば業種ごとなど、対象を分けて開催するというのも1つの方法だと思います。
田代委員	講習会は受講しないと罰則がありますか。
事務局	罰則はあります。
太田委員	今度の法改正の中で、動物取扱業の飼養施設のサイズの規制について話が出ています。1つの部屋で何頭飼えるかというところがはっきりしてくれば監視指導の際に、飼養状況についても判断できると思います。サイズの

山田委員	規制が決まるかどうかを見守っているところです。
大矢委員	その施設の大きさについては法改正ではなくても規制できる部分なので、横浜市が先だって規制を作っているってはどうでしょうか。
太田委員	施設の基準は、展示施設の基準となるので、ペットショップのように動物を展示する施設は基準があるけれどもブリーダーについてはありません。犬猫のブリーダーは、定期報告で飼育頭数を届け出ることになっていますから、それをもとに監視をするといいいのではないのでしょうか。
井上会長	山田委員から話のあった動物取扱業者では、狂犬病予防法の登録を適切にしていなという話もありましたから、そういう点から監視をしていくこともできると考えます。
	議題2については多数意見が出ました。要望もありましたので事務局の方で議事録を作っていて、協議会のまとめとしたいと考えます。
3 動物愛護センターの活用について（非公開）	
事務局	本市動物愛護センターの今後の施設の新たな活用についてお諮りします。
	<p>*会議の取扱いについて</p> <p>「人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱」第8条に基づき、議事3を非公開とすることを会長が決定・宣告。（委員承諾）</p>
事務局からの報告	
報告1	協議会委員の改選について
事務局	資料4に沿って説明。
閉会	